

# 令和元年度1月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和2年 1月21日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 13名

1 田中 正規	2 植田 眞二	3 細貝 輝男	4 高木 敏彦
5 日野 静則	6 宮本 武	7 末田 麻理江	8 玄羽 和幸
9 沖田 浩	10 古川 初登	11 椿 徹	12 三上 孝行
13 大石 幹夫			

出席推進委員 14名（欠席2名）

1 山根 悦文	2 佐々木 昭三	3 丸原 博幸	4 日高 英二
5 小笠原 博文	6 日野 武信	7 和田 保人	8 北村 豊弘
9 日高 甚蔵	10 小笠原 三津夫	11 服部 文明	
13 上田 義憲		15 野堀 邦弘	16 和田 清文

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第2号 邑南町農用地利用集積計画について
- ・ 議案第3号 邑南町農用地利用集積計画について（中間管理機構の取得）

③議案第4号 農地法第3条の第2項の規定による農業委員会が定める別段の面積について

④農地法関連

- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

- (1) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- (2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>これより第10回邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) それでは議事録署名委員さんの指名ですが13番の大石委員さん、2番の植田委員さんをお願い致します。本日の欠席は、推進委員さんの森脇委員さん、野田委員さん2名でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは議題に入ります。①農地法関係、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p> <p>失礼致します。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、今月は3件です。</p> <p>申請番号013-25、農地の所在は原村××、登記地目田、面積1389㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号013-26、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積909㎡、同じく矢上××、登記地目田、面積1121㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>続きまして申請番号013-27、農地の所在は出羽××、登記地目田、面積1562㎡、同じく出羽××、登記地目田、面積1520㎡、同じく出羽××、登記地目田、面積1352㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■ ■ ■ ■ ■ ■です。</p> <p>以上3件です。</p>
<p>議長</p> <p>11番</p>	<p>はい、ありがとうございました。それでは25番から参ります。椿委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは申請番号013-25、○○○○さんから●●●●さんへの農地の所有権譲渡の申請でございます。申請場所は瑞穂地域の高原地区、原村にあります。地図を見てやってください。JAの育苗センターの近くでございます。譲渡人の○○○○さんは今現在施設に入所されております。申請値は16年くらい前から譲渡受け人の●●●●さんのお父さんが○○さんに頼まれて耕作されておりました。後継者の●●●●さんが10年くらい前から耕作、米作りをされております。○○さんの息子さんは松江の方で生活されておまして、先日電話で連絡を取ってみました。●●●●さんが譲渡を受けて今まで通り耕作されることとなったそうです。●●●●さんはお父さんの跡を継いで出荷用の野菜苗など、施設園芸を大規模にされております。と同時に米作りもされておるんですが、作業は夫婦で勤められるそうです。施設園芸の方で苗作りの播種に関してはたまにお手伝いを求められているそうです。申請場所では引き続き米作りをなさるそうで、チェックシート地域とか、地域との調和要件などには変化はございません。1月19日、推進委員の北村さんと、現地確認と●●●●さんへの面談をしております。以上です、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p> <p>推8番</p> <p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。北村委員さん、何か。</p> <p>問題ございません、よろしくお願ひします。</p> <p>分かりました。意見質問等ありましたらお願い致します。</p>

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。25 番の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。

続きまして 26 番に参ります。植田委員さん、お願い致します。

2 番

そうしましたら 013-26 の案件についてご説明をさせていただきます。場所はいつものように地図をご覧いただければ喜びます。石見中央線上の、班は郡山班になりまして、下の3分の1のところは道路が上がっておりますけども、道路については石見中学校、\*\*の事務所等、またこの橋のたもとには##等がございます。ところを橋を渡って100メートルくらい入ったところがございます。この案件の経緯と致しましては、売り渡し人の△△さんが財産処分の際にどうすればいいだろうかということで同級生である☆☆☆☆さん、★★★★の専務さんだそうでございますが、それの方に相談をされまして、11月に承認を受けた土地でない証明、畑でしたか5つくらいありました、その続きの案件でございまして、それから始まって処分をしたいというようなことから今回の申請になった次第でございます。その相談でなかなか、田んぼでございますので引き受けちゃろうという方がなかなか難しいということから▲▲さんが受けることにはなったんですが、その相談された専務さん、☆☆さんよりも▲▲さんの方が実際現在でも耕作されておりまして、耕作の実態から見ても経験等がございますので、▲▲さんが今回の、有償で引き受けをするというような流れになりました。地理的にもこの▲▲さんと、場所的にはちょっと若干離れておりますので耕作には若干難しいところはございますが、必ず荒らさずに耕作するという承認といたしますか、同意もいただいておりますので荒れることはないというような感じはしております。それとまあ一応参考までに、今後のことはちょっと分かりませんが、この案件の右側には★★がちょっと開発されております++がございますので、いずれはちょっとどうになるかは想像でございますが宅地に代わるかも分かりませんし、このまま耕作されるかも分かりません。現在も近隣の方が耕作をして、田んぼについては去年までは水稻を作っておられます。それで今回の調査は1月17日に行いまして、ちょっと私が体調を崩しまして、ちょっとインフル等にかかりました関係で連絡等は電話と、それぞれ森脇推進委員さんとのやり取りは電話等で確認をしたり、状況についても確認を取りながら今回の申請の説明となります。よろしくお願い致します。

議長

はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。

ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

ないようですので採決に入ります。26 番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。

(全員挙手)

9 番	<p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。  続きまして27番に参ります。沖田委員さん、お願い致します。</p> <p>では013-27の案件についてご説明致します。譲り渡し人□□さんから譲り受け人■■■■さんへの3条の有償移転になります。この案件につきましてはこの間の日曜日、19日に推進委員さんの和田保人さん、それから譲り受け人の■■■さんに立ち会っていただきまして現地確認、並びに聞き取りを行っております。現地を地図で確認していただきますと、瑞穂地域出羽地区から広島県の安芸高田市の吉田へ吉田邑南線が走っていますが、その途中に、ここ地図に載っていますが出羽保育園が、吉田に向かって右手のちょっと高台にあります。それからこの現地ですが、現地はこれ平面上に見えますが吉田邑南線からはちょっと段差がありまして5メートルくらい下のところの農地になります。それで□□さんですが、実家がこちらの方の出羽地区にありまして家の方はもうお父さんお母さんもおられません、今借家として他の方に貸しておられます。それでこの宅地、それから建物、それからこの度この議案に出ています農地を3筆まとめて■■■さんの方へ譲りたいということで、今回この申請になりました。で、□□さんに連絡を昨日取らせていただきましたが、もうこの農地はお父さんの時から利用権設定をされていまして、今他の方が耕作をしとられます。それで今回はこの■■■さんへ譲られるということで、その方と一応契約を結ばれとるのを一応解除という形でこの■■■さんの方へと譲りたいということでした。それでこの■■■■さんですが、この議案書に出ていますように経営、それから自作地を全く持っておられません。それで今回は下限面積の条件にははまるんですが、後耕作をするための農機具その他はどうされますかということをお聞きしたんですが、■■■さんのお兄さんが地元で※※の社長をされとりまして、それが耕作ならびに畑作もやっておられまして機械も持とられますので、それを借りて一応耕作を行いたいということで、自分で一応は耕作をする予定では思っとうございました。他にチェックシートにも照らし合わせましたが問題はないと思いますので、どうかよろしくお願い致します。</p>
議長 推7番	<p>はい、ありがとうございました。和田委員さん。</p> <p>ないです。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>ございませんでしょうか。</p> <p>□□さんの家は、これ図面のここですか。</p>
9 番	<p>ここの図面にはないですが、出羽に**という写真屋があるんですが、その道路の反対側になるんです。出羽の公民館とか農協の支所がありまして、あそことの間の家が□□さんの家です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願いします。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。27番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p>

	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして農業経営基盤強化促進法関連、議案第2号邑南町農用地利用集積計画について。これは読み上げはしませんので皆さん方で読んで意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>すいません失礼致します。01基-21の案件につきまして、先月これ一応保留案件ということで、確認ということがありました件でございます。畑の貸し出しについて貸付地、◇◇◇◇さんの方貸付地が8975㎡ある分についての、これはどうということかということであった件ですが、これはすべて畑ということで◆◆◆◆さんの方が今作付けを行っております。◇◇◇◇さん、基本的には水稻をしたいということで、地域の方で認定農業者である◆◆◆◆さんの方に、あちらは畑がメインですのでそちらの方は貸し出しをされとられるということで、こちらの方、地域の担い手である認定農業者への貸し出しということで許可検討であるという風に考えております。</p>
議長	<p>意見質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようですので採決に入ります。議案第2号邑南町農用地利用集積計画について、賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について(中間管理権の取得)について、これについては読み上げをしませんので皆さんの方で意見質問等ありましたらお願い致します。</p>
	<p>意見質問等ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
	<p>それでは議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について、中間管理権の取得の分でございますが、この議案に賛成する方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして議案第4号、農地法第3条の第2項の規定による農業委員会が定める別段の面積について、事務局よりお願い致します。</p>
事務局	<p>失礼致します。議案第4号、農地法第3条第2項第5の規定による農地の権利取得に当たっての下限面積について、次の通り別段の面積を定めたいので農業委員会の意見を伺うということで、令和2年1月21日農業委員会田中正規ということで、1アールの下限面積のところを当該区域に含まれる範囲ということで、鱒淵××、鱒淵××、同じく鱒淵××、同じく鱒淵××、同じく鱒淵××、同じく鱒淵××、という範囲のところを別段面積として定めたいということでございます。変更の理由ですが、別段の面積が1アールの区域に含まれる農地として、先程の農地の指定を希望する申請が提出をされたためとなっております。また前回、別段面積1アール以下に含まれる農地として井原××外7筆が指定されてお</p>

<p>議長 事務局 議長 事務局</p>	<p>りましたが、農地法3条による所有権の許可がされたため適用外とさせていただくと、いう風にさせていただきたいと思います。以上です。</p> <p>はい、ありがとうございます。これは、これ以上の情報は出ない案件。</p> <p>そうですね。</p> <p>例えばどこの空き家だとか。言われん。</p> <p>言えます。場所ですが、集落で言いますと瑞穂地域の馬野原下集落になります。場所的にはですね、昔馬野原プールというのがあります。現在は◎◎◎◎さんのチョウザメが養殖をされておられるところになるろうかと思われま。斜め前には▽▽さんの家と思いますが、こちらから言いますと浜田作木線を上がって左側の、ゲートボール場が昔あったと思うんですがその次の家という風に聞いております。近くには携帯電話の鉄塔が何個か建っている付近だったと思います。そちらの周りの農地について今回申請をされておられるということでございます。</p>
<p>議長 事務局</p>	<p>1畝以上に関して言えば、合計すると結構面積があるので、それは本人さんは大丈夫なんでしょうか。</p> <p>大丈夫だという風には伺っては。次に借りられる方は、そういったところをされていということで大丈夫だという風には一応伺ってはおります。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、分かりました。皆さんの方で意見質問等ありましたらお願い致します。ございませんでしょうか。</p>
<p>10番 事務局</p>	<p>農業委員会としては今提示しとる書類を受けて周りの農地の経緯もあって大変いいことだと思っております。特に馬野原の下限のもので、ほとんどが空き家として入るような状況ですので、そうしたところが1軒でも、いう風な思いもしております。これは採決とは関係ないんですが、そういう風に大変喜ばしいことだと思っております。</p> <p>これ事務局への要望なんですが、こういう案件はそう出る案件ではないとは思いますが、次回からそういう該当案件が出た場合には、今口で場所を説明されたりしましたけども、ゼンリンの地図でもいいですが地図を添付していただきますと今のように分かりやすいかなと思っておりますのでお願いしたいと思います。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>はい、次回ゼンリンもしくは航空写真等添付をさせていただきたいと思ます。</p> <p>その他ございますでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>事務局</p>	<p>ないようですので採決に入ります。議案第4号、農地法第3条の第2項の規定による農業委員会が定める別段の面積について、賛成する方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、全員賛成です。許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして農地法関連、報告第1号、農地法第3条3の規定による相続等の届出について。これは報告ですので皆さんでご覧になってください。</p> <p>はい、よろしゅうございますか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それではその他に入ります。</p>

	<p>(その他)</p> <p>(1) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 全員承認</p> <p>(2) その他</p> <p>次回の総会は、2月21日(金)13:30からでお願いします。</p>
--	--

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印